3　前二項（第一項第五号及び前項第五号に限る。）の規定にかかわらず、長期信用銀行は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により長期信用銀行業務関連苦情の処理又は長期信用銀行業務関連紛争の解決を図つてはならない。

一　法又は弁護士法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない法人

二　銀行法第五十二条の八十四第一項の規定により法第十六条の八第一項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人又は令第四条の二各号に掲げる指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

三　その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人

イ　禁錮以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ロ　銀行法第五十二条の八十四第一項の規定により法第十六条の八第一項の規定による指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者又は令第四条の二各号に掲げる指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

第十八条の二第一項第四号に次のように加える。

ハ　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1)　指定紛争解決機関が存在する場合　当該長期信用銀行が銀行法第十二条の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

(2)　指定紛争解決機関が存在しない場合　当該長期信用銀行の銀行法第十二条の三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

第二十五条の二十八中「リスク」の下に「並びに当該長期信用銀行代理業者の所属長期信用銀行が講ずる銀行法第十二条の三第一項に定める措置の内容」を加える。

第二十五条の四十三の次に次の十一条を加える。

（指定申請書の提出）

第二十五条の四十四　銀行法第五十二条の六十三第一項の指定申請書は、業務規程等を交付し、又は送付した日から起算して三月以内に提出しなければならない。

（指定申請書の添付書類）

第二十五条の四十五　銀行法第五十二条の六十三第二項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一　法第十六条の八第一項の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、収支計算書若しくは損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（同項の規定による指定を受けようとする者（第三項において「申請者」という。）が当該申請の日の属する事業年度に設立された法人（同条第一項第一号に規定する法人をいう。第二十五条の五十第三項第三号において同じ。）である場合には、その設立時における財産目録又はこれに準ずるもの）

二　法第十六条の八第一項の規定による指定後における収支の見込みを記載した書類

2　銀行法第五十二条の六十三第二項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一　第五条の九の八第一項第二号の規定によりすべての長期信用銀行に対して交付し、又は送付した業務規程等

二　すべての長期信用銀行に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三　長期信用銀行に対して業務規程等を送付した場合には、当該長期信用銀行に対する業務規程等の到達の有無及び到達に係る事実として、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を証する書類

イ　到達した場合　到達した年月日

ロ　到達しなかつた場合　通常の送付方法によつて到達しなかつた原因

3　銀行法第五十二条の六十三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　申請者の総株主等の議決権（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいう。次号及び第二十五条の五十三第二項において同じ。）の百分の五以上の議決権を保有している者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は主たる営業所若しくは事務所の所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

二　申請者の親法人（申請者の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）及び子法人（申請者が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び事業の内容を記載した書面

三　役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第二十五条の四十七及び第二十五条の四十八において同じ。）の住民票の抄本（役員が日本の国籍を有しない場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）又はこれに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）

四　役員が法第十六条の八第一項第四号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号イ及びロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）

五　役員の履歴書（役員が法人である場合には、当該役員の沿革を記載した書面）

六　紛争解決委員（銀行法第五十二条の六十四第一項に規定する紛争解決委員をいう。第二十五条の五十一第二項第三号において同じ。）の候補者並びに紛争解決等業務に関する知識及び経験を有する役員及び職員（以下この号及び次号並びに第二十五条の五十三において「役員等」という。）の確保の状況並びに当該役員等の配置の状況を記載した書面

七　役員等が、暴力団員等（銀行法第五十二条の六十九に規定する暴力団員等をいう。第二十五条の五十三第一項第二号において同じ。）でないことを当該役員等が誓約する書面

八　その他参考となるべき事項を記載した書類

（手続実施基本契約の内容）

第二十五条の四十六　銀行法第五十二条の六十七第二項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、指定紛争解決機関（法第十六条の八第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。次条から第二十五条の四十九まで及び第二十五条の五十一から第二十五条の五十四までにおいて同じ。）は、当事者である加入長期信用銀行（法第十六条の九第四号に規定する加入長期信用銀行をいう。以下同じ。）の顧客の申出があるときは、紛争解決手続における和解で定められた義務の履行状況を調査し、当該加入長期信用銀行に対して、その義務の履行を勧告することができることとする。

（実質的支配者等）

第二十五条の四十七　銀行法第五十二条の六十七第四項第三号に規定する指定紛争解決機関の株式の所有、指定紛争解決機関に対する融資その他の事由を通じて指定紛争解決機関の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして内閣府令で定める者は、次に掲げる者であつて、事業上の関係に照らして指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配すること及びその事業に重要な影響を与えることができないことが明らかでないと認められる者とする。